

【廃棄物減量等計画書作成 Q & A】

1 対象建築物について

① 「廃棄物減量等計画書」を提出する対象建築物は、敷地内にある建物ごとの合計床面積が 3,000 m²以上の建物が対象とのことですが、例えば、同一敷地内に 1 棟の建物の合計床面積が 2,000 m²の建物が 5 棟ある場合でも対象にはならない、という理解でよろしいでしょうか。

A 建物 1 棟の合計床面積が 2,000 m²である場合には対象とはなりません。あくまでも独立した 1 棟の建物の合計床面積が 3,000 m²以上の建物が対象となります。

② 延べ床面積が 3,000 m²以上の建物がありますが、遊休資産（未利用）の場合にはどのようにしたらよいですか。

A 該当建築物の所有者は、対象施設から廃棄物が一切出ない旨を書面またはメールで市に毎年度事前協議をすることで、その年度における廃棄物減量等計画書を提出が不要となります。

2 廃棄物量・資源物量の実績把握について

① 場内に自動販売機を設置しています。記入例の中で「びん・缶」について記載されていますが、当社で排出量把握の実績がありません。前年度全体の量も不明です。業者さんには確認していませんが、この場合どのようにしたらよいですか。

A 設置業者さんが自動販売機に設置場所に置かれている回収容器中の空き缶、空きびんをルート回収しているので、種類ごとに、どれくらいの量が資源化等されているかが不明ということかと存じます。

この場合、例えば、自動販売機設置事業者さんが 1 ヶ月にどれくらいの数量を商品として補充されているか確認したり、あるいは容器の種類ごとに量を把握しているかと思しますので、設置事業者さんにご協力いただきながら数量を把握いただき提出してください。

3 廃棄物減量等計画書の作成について

① 敷地内に 20 棟の建物（3000 m²以上）がある場合は、計画書を 20 枚提出するということになりますか。

A 計画書 20 枚の提出が必要です。ただし、廃棄物や資源物を 20 棟全体で管理しており、対象建築物 1 棟ごとの廃棄物の量が把握できない場合には一括で記入いただいで結構です。

なお、その際に「廃棄物減量等計画書」の別紙として、対象建築物ごとに用途別床面積、利用用途、廃棄物・資源物の排出状況等について概要を記載・添付してください。

② 今年度の計画の概要についてですが、1棟の建物の用途ごとに「床面積、廃棄物排出量、資源化量」を記入するのですか。

A はい、そのとおりです。廃棄物減量等計画書記載例の「指定建築物」の欄で、(株)〇〇〇ビルが、延べ床面積 3,500 m²の建物を所有しており、この内訳として、「今年度の計画の概要」欄に、「用途事務所の床面積、廃棄物排出量、資源化量」が記載されています。同様に「用途飲食店」の各面積を記載しています。

ここに記載された「廃棄物」と「資源物」の量については、それぞれの内訳として「裏面」の前年度実績並びに今年度計画欄に、それぞれ種類ごとに記載いただくこととなります。

③ 裏面の廃棄物の種類ですが、「種類」欄に記載された廃棄物等の種類以外の記載はどのようにしたらよいでしょうか。

A 各表の最下段に「その他 ()」書きの欄があります。各企業の排出実態にあわせて記載をお願いします。

④ 提出の対象となる建物を複数所有しています。一部は直接自社ビルとして利用していますが、一部は賃貸しています。この場合、廃棄物減量等計画書は所有者が提出することになりますか。

A 自社所有の建物のうち、一部を自社ビルとして直接利用いただいている建物については所有者さんに提出いただきます。一方、賃貸している建物の管理一切を借り受けている事業所さんが行っている場合には、借主さんに提出いただくこととなります。

【事業用大規模建築物の所有者】

条例第 12 条第 1 項

事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者(所有者以外に当該事業用大規模建築物の管理のすべてについて権原を有する者がいるときは、当該権限を有する者。以下同じ。)は、再利用を促進すること等により、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

(同 12 条第 2 項 廃棄物管理責任者選任届けの提出について規定)

(同 12 条第 3 項 廃棄物減量等計画書の提出について規定)

4 その他

① 廃棄物の減量が達成できなかった場合はどのようになりますか。罰則規定はあるのでしょうか。

A 「上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」では、資源物を資源化する取り組みによりごみ減量化が可能であるにもかかわらず、お取り組みいただけない場合には、企業名を公表することがあります。

【改善勧告及び公表等】

条例第 13 条 1 項

市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

条例第 13 条 2 項

市長は、前項に規定する勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

条例第 13 条 3 項

市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表されるべき者にその理由を通知し、意見を述べる機会及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

条例第 13 条 4 項

市長は、事業用大規模建築物の所有者が第 2 項の規定による公表をされた後において、なお、第 1 項に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。